

## 貯金規定の一部改正について

J Aバンク石川では、犯罪に利用される懸念のある口座開設の未然防止、犯罪に利用された（その疑いが強い場合を含む）口座の排除を進めております。

今般、マネーロンダリング等のリスクに応じた対応を行えるよう、以下の貯金規定に取引制限条項および解約条項を追加し、令和元年10月1日より一部改正することといたします。

なお、一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

### 【対象となる貯金規定】

|            |                      |            |
|------------|----------------------|------------|
| ① 当座勘定規定   | ⑤ こども貯金規定            | ⑨ 納税準備貯金規定 |
| ② 普通貯金規定   | ⑥ 普通貯金無利息型（決済用）規定    | ⑩ 出資予約貯金規定 |
| ③ 総合口座取引規定 | ⑦ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 |            |
| ④ 営農貯金規定   | ⑧ 貯蓄貯金規定             |            |

### 【改正概要】

| 改正後   | 改正前                |
|---|--------------------|
| <p><u>〇.（取引の制限等）</u></p> <p><u>(1) 当組合は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前2項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |

○. (解約等)

(省略)

次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この貯金の貯金者が第〇条\*第1項に違反した場合
- ③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- ④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

(省略)

○. (解約等)

(省略)

次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この貯金の貯金者が第〇条\*第1項に違反した場合

(新設)

- ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

(省略)

※ 解約条項の②に記載の「第〇条」については、譲渡、質入れの禁止条項を示します。